

中小企業信用保険法第2条第5項
第5号の規定による認定様式-(イ)-③のご案内

本認定を受けると、信用保証協会では一般枠とは別枠での保証が受けられます。ただし、必ず保証が受けられるわけではありません。信用保証協会の審査がありますのでご了承ください。

○ 認定条件

- (1) 新宿区内に事業実態があること
- (2) 経済産業大臣の指定業種のみを営んでいること

詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。URL=<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>

- (3) 企業全体の最近1か月の売上高の合計がその直前の3か月間の月平均売上高と比較して5%以上減少していること

※「最近」の起算は申請月の前月又は前々月からとします。

(例：4月申込の場合、1～3月又は12～2月の3か月)

- (4) 創業1年3か月未満等の理由により前年同期との比較ができないこと

○ 提出書類等

法人	個人
1 認定申請書（区所定の用紙） 1 通 2 履歴事項全部証明書のコピー（発行より 3 か月以内のもの） 3 直近期の法人税確定申告書及び決算書の原本またはコピー ※別表・勘定科目内訳書等附属書類のあるもの ※電子申告の場合は、メール詳細を添付 ※確認後返却いたします 4 月別売上減少の確認できる資料（円単位） 下記①～③のいずれか ① 月別売上のわかる試算表 ② 総勘定元帳の売上欄のコピー ③ 得意先別明細のある月別売上資料 ※全ての指定業種及び企業全体について、「全ての該当月の月別売上高」が確認できるもの 5 (イ) - ③用 売上高等確認書（区所定の用紙）	1 認定申請書（区所定の用紙） 1 通 2 直近期の所得税確定申告書のコピー ※青色申告決算書・収支内訳書等附属書類のあるもの ※電子申告の場合は、メール詳細を添付 3 事業開始日が確認できる資料 ※開業届や許認可証など（コピー可） ※確認後返却いたします 4 月別売上減少の確認できる資料（円単位） 下記①～③のいずれか ① 売上帳等のコピー ② 現金出納帳等のコピー ③ 得意先別明細のある月別売上資料 ※全ての指定業種及び企業全体について、「全ての該当月の月別売上高」が確認できるもの 5 (イ) - ③用 売上高等確認書（区所定の用紙）

※認定申請書等の記載に誤りがあった場合、認定申請書の差し替えが必要になります。

※認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申し込みを行うことが必要です。

※NPO法人の方は、必ず事前に産業振興課へご連絡ください。

○問い合わせ先 新宿区西新宿6-8-2 区立産業会館（BIZ新宿）4F
新宿区文化観光産業部産業振興課 ☎（3344）0702